

令和4年6月28日

会員各位

公益社団法人 兵庫県バス協会

人と環境にやさしいバス普及事業について

平素より、当協会の業務に格別なご理解・ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記について、公益社団法人日本バス協会から「人と環境にやさしいバス普及事業」の通知がありましたので、お知らせいたします。

当協会への申請の締め切りは、令和4年11月18日(金)までといたします。

※ 様式は、6月28日にエクセル版をメールしていますので、ご活用ください。

よろしくお願ひいたします。

以上

令和4年度「人と環境にやさしいバス普及事業」実施要領

公益社団法人 日本バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱に定めるものほか、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による中央事業として、バス輸送の改善推進に関する活性化事業「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施するため必要な事項を定め、都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）所属の会員事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することとする。

(助成対象車両及び助成額)

第2条 この助成の対象車両及び1両当たりの助成額は、次のとおりとする。

(環境にやさしいバス・安全なバス)	助成額
①ハイブリッドバス	300千円を限度
②CNGバス	300千円を限度
③CNGバス（改造）	100千円を限度
④燃料電池バス・電気バス	300千円を限度
⑤衝突被害軽減ブレーキ装備車	100千円を限度
⑥衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）	100千円を限度
(人にやさしいバス)	助成額
⑦ノンステップバス	300千円を限度
⑧リフト・エレベーター付バス	500千円を限度
⑨低床スロープ付バス	100千円を限度

2 1都道府県1事業者当たりの助成額は、「環境にやさしいバス・安全なバス」及び「人にやさしいバス」を合わせて、3,000千円を限度とする。

また、1両当たりの助成額は、申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定することとする。

3 この助成は、同一車両につき、第1項①～⑨のいずれか一つの助成とする。

また、①及び⑦～⑨の車両については、平成27年度燃費基準達成車に限る。

4 この助成は、同一車両につき、国又は地方公共団体から日本バス協会と目的が異なる補助を受ける場合は助成対象とし、同一目的の補助を受ける場合は、助成対象としない。ただし、衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付含む）及びリフト・エレベーター付バスについては、国から補助を受ける場合であっても助成対象とする。

5 助成対象車両は、新車の軽油使用車（燃料電池バス・電気バス、CNGバスを含む）であって、乗車定員11人以上の乗合バス、貸切バス等の購入及びリースによる導入とする。ただし、CNGバス（改造）及び衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）はこの限りではない。

また、地方バス協会会員として所属する都道府県内に車両登録（予定を含む。以下、同じ。）をしている車両とし、車両登録期間（CNGバス（改造）及び衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）にあっては、改造又は装置取り付け完了期間）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

6 「人にやさしいバス」のうち、低床スロープ付バスについては、積雪地域等を使用する道路の状況等から勘案して、ノンステップバスの運行に支障がある場合であって、会員事業者から「導入理由書」（参考1）を地方バス協会へ提出し、地方バス協会にお

いて認められることを必須条件とする。

なお、「導入理由書」については、様式1（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書を提出する際に添付するものとする。

7 この事業（新車助成）の助成を受ける会員事業者は、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」（中古車助成）の助成は受けられない。

（交付申請）

第3条 会員事業者は、この助成の申請をする場合は、様式1（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書（以下「交付申請書」という。）を令和4年11月30日までに、会員事業者が所属する地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

なお、複数の地方バス協会に所属している会員事業者は、車両登録をしている都道府県に属する地方バス協会を経由して交付申請書を提出するものとする。

2 地方バス協会は、交付申請書を受理したときは所要の審査を行い、様式2（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出するものとする。

（交付決定）

第4条 日本バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、会員事業者に対して様式3（購入用及びリース用）により地方バス協会を経由して通知する。

この場合において、日本バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 地方バス協会へは、別途様式4（購入用及びリース用共通）により通知する。

（申請の取下げ）

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする会員事業者は速やかに、地方バス協会を経由して、様式5（購入用又はリース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」取下げ申請書を日本バス協会に提出しなければならない。

（助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出）

第6条 会員事業者は、対象車両の導入完了（CNGバス（改造）及び衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）にあっては、改造又は装置取り付け完了）後、助成金の交付を受けようとする場合は、様式6（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

2 地方バス協会は、交付請求書を受理したときは、所要の審査を行い、様式7（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出しなければならない。

（助成金交付）

第7条 日本バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、購入及びリースの場合ともに、地方バス協会を経由して会員事業者に助成金を交付する。

なお、リースの場合は、地方バス協会を経由して、会員事業者がリース契約をしたリース会社の銀行口座等への振込みをもって会員事業者への交付とみなす。

ただし、この取扱いが困難な場合は、会員事業者及びリース会社間で協議・調整した後、交付請求書に基づき、地方バス協会を経由して会員事業者に直接交付する方法もやむを得ないものとする。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 会員事業者が地方バス協会を脱会したとき。
- (4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、日本バス協会は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく地方バス協会を経由して日本バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 会員事業者は、助成金交付の対象となった当該車両については、初度登録の日から起算して5年を経過するまでは、日本バス協会の承認を受けないで、当該車両を助成金の交付の目的に反する使用、他の都道府県への車両登録変更、譲渡、交換、廃車又は貸付若しくは担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 会員事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式8（購入用）又は（リース用）の財産処分承認申請書（以下「財産処分申請書」という。）を地方バス協会を経由して日本バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、日本バス協会は、「財産処分申請書」の申請内容によっては、会員事業者に対し助成金の返還を求めるものとする。

3 地方バス協会は、財産処分申請書を受理したときは、申請内容を確認し、速やかに様式9（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出するものとする。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、2部とする。（1部は地方バス協会が保管する。）

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、日本バス協会が別にこれを定める。

附則（令和4年6月 日）

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

参考3

実施要領（第2条関係）

【補助目的が異なる場合の助成について】

下表Ⓐの場合の日本バス協会の助成は、同一車両につき実施要領第2条に定める「環境にやさしいバス・安全なバス」①～④のうち、いずれか一つの助成が可能です。

下表Ⓑの場合の日本バス協会の助成は、同一車両につき実施要領第2条に定める「人にやさしいバス」⑦又は⑨のうち、いずれか一つの助成が可能です。

ただし、国から衝突被害軽減ブレーキ（後付含む）及びリフト・エレベーター付バスに対する補助を受ける場合であっても日本バス協会の助成が可能です。

	国又は地方公共団体の補助	日本バス協会の助成
Ⓐ	<p>⑦ノンステップバス ⑨低床スロープ付バス</p> <p>上記のうち、いずれかの車両について補助を受ける場合</p>	<p>①ハイブリッドバス ②CNGバス ③CNGバス（改造） ④燃料電池バス・電気バス</p> <p>上記のうち、いずれか一つの助成が可能</p>
Ⓑ	<p>①ハイブリッドバス ②CNGバス ③CNGバス（改造） ④燃料電池バス・電気バス</p> <p>上記のうち、いずれかの車両について補助を受ける場合</p>	<p>⑦ノンステップバス ⑨低床スロープ付バス</p> <p>上記のうち、いずれか一つの助成が可能</p>

国等の補助金には、

- ・低公害車普及促進対策費補助金
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通確保維持事業、地域公共交通バリア解消促進等事業 等）のうち、バス車両に係る補助金
- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、バス車両に係る補助金
- ・自動車事故対策費補助金のうち、バス車両（装置、機器）に係る補助金 等

がありますが、バス車両に係る補助金の協調制度も含め、詳細につきましては地方バス協会、所管の運輸局及び地方公共団体にお問い合わせください。

注1 国又は地方公共団体には、地方バス協会は含まれません。

したがって、地方バス協会から助成を受ける場合でも日本バス協会の助成は可能です。

注2 日本バス協会において、国から低公害車普及促進対策費補助金を受ける場合の「協調補助」制度は、平成25年度から廃止しています。

したがって、国から低公害車普及促進対策費補助金を受ける場合の地方バス協会の協調制度については、所属の地方バス協会にお問い合わせください。

参考4

1. リースの条件(人と環境にやさしいバス普及事業)

(1)	助成金の取扱い	車両価格から日本バス協会の助成額(国等の補助金額を含む)を控除した額を基礎にリース料金の算定を原則。 ただし、この取扱いが困難な場合は、会員事業者とリース会社間で協議・調整した方法によることもやむを得ない。
(2)	車両の所有	リース会社が所有
(3)	契 約	会員事業者とリース会社との個別契約
(4)	解 約	中途解約は、原則不可
(5)	そ の 他	①転貸リースは認めない。 ②その他の条件は一般のリース契約に準ずる。

2. リース助成の手順(人と環境にやさしいバス普及事業)

- (1) 会員事業者は、リース契約を予定しているリース会社を決定のうえ、交付申請書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式1リース用様式1の別紙リース用)
- (2) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった交付申請書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。 (様式2購入用及びリース用共通、様式2の別紙1、様式2の別紙2リース用、様式2の別紙3)
- (3) 日本バス協会は、所要の審査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、地方バス協会を経由して、会員事業者に対して交付決定を行う。(様式3リース用、様式4購入用及びリース用共通、様式4の別紙)
- (4) 交付決定を受けた会員事業者は、リース会社にもその旨を連絡する。
- (5) 会員事業者は、リース会社とリース契約を締結する。
- (6) 会員事業者は、完了報告書及び助成金交付請求書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。 (様式6リース用)
- (7) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった完了報告書及び助成金交付請求書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。 (様式7購入用及びリース用共通)
- (8) 日本バス協会は、所要の審査を行い、適切と認められるときは、地方バス協会に対し、上記(7)に係る助成金を振り込む。
- (9) 地方バス協会は、上記(8)の助成金について、会員事業者の請求に基づき、リース会社等の金融機関口座へ助成金を振り込む。

3. 購入助成の手順(人と環境にやさしいバス普及事業)

- (1) 会員事業者は、交付申請書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式1購入用、様式1の別紙購入用)
- (2) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった交付申請書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。(様式2購入用及びリース用共通、様式2の別紙1、様式2の別紙2購入用、様式2の別紙3)
- (3) 日本バス協会は、所要の審査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、地方バス協会を経由して、会員事業者に対して交付決定を行う。(様式3購入用、様式4購入用及びリース用共通、様式4の別紙)
- (4) 会員事業者は、完了報告書及び助成金交付請求書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式6購入用)
- (5) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった完了報告書及び助成金交付請求書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。(様式7購入用及びリース用共通)
- (6) 日本バス協会は、所要の審査を行い、適切と認められるときは、地方バス協会に対し、上記(7)に係る助成金を振り込む。
- (7) 地方バス協会は、上記(6)の助成金について、会員事業者の請求に基づき、会員事業者の金融機関口座へ助成金を振り込む。

参考 5

日本バス協会の助成対象車両型式等について

(1) 自動車排出ガス規制車認定の識別記号について

平成 17 年新長期排出ガス規制以後から新規に用いられている型式記号において、3 桁の識別記号の 2 桁目が S (ハイブリッド有) 又は K, P, R, T (ハイブリッド無) であることで、車両総重量 3.5 t 超 のバスは判断できる。

詳しくは、国土交通省サイト内「自動車排出ガス規制の識別記号」を参照のこと。

<http://www.mlit.go.jp/common/001179991.pdf>

(2) 3 桁の識別記号の 2 桁目が S (ハイブリッド有) の型式記号が付されているバスの型式は、最初の 3 桁が、 Q S G -、 2 S G - 等。

(3) 3 桁の識別記号の 2 桁目が K, P, R, T (ハイブリッド無) の型式記号が付されているバスの型式は、最初の 3 桁が、 S K G -、 S P G -、 T P G -、 T R G -、 T T G -、 2 K G -、 2 P G -、 2 R G -、 2 T G - 等。

(4) 3 桁の識別記号の 2 桁目が D の型式記号が付されている車両総重量 3.5 t 超 のバスは、日本バス協会の助成対象外。(S D G -、 2 D G - 等)

(5) 車両総重量 3.5 t 以下 のバスは、型式記号ではなく自動車検査証の備考欄に「平成 27 年度燃費基準達成車」等の表示がある車両であれば、日本バス協会の助成対象。

※以下については、上記の型式に関係なくそれぞれ該当車両であれば助成対象となります。

- (6) CNG 車とは、圧縮天然ガスを燃料に使用する車両。(自動車検査証の燃料の種類の欄に「CNG」と記載されている。)
- (7) 燃料電池バスとは、水素と燃料電池で駆動する車両。
電気バスとは、主にリチウムイオン電池を搭載した車両。
- (8) 衝突被害軽減ブレーキ装備車とは、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑える衝突被害軽減ブレーキを装備した車両。

様式1(購入用)

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会会長 様

所在地
事業者名
役職名
代表者名
担当部課名
担当者名
TEL

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書
(令和4年度)

人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額及び導入車両数(購入車両)

決定依頼額	導入車両数
千円	両

※購入による車両区分別及び事業別車両数等は、「様式1の別紙(購入用)」のとおりです。

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 車両区分別(実施要領第2条に定める車両区分)に次の資料を添付してください。

- 車両区分別の導入車両の(衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については装置の)見積書写し及び売買契約書写し(見積書写し及び注文請書写しでも可。ただし、見積書写し及び注文書写しは不可。)
なお、様式1提出時に割賦販売契約書又は延払売買契約書がある場合は、見積書写しとその契約書の写し。
- 人と環境にやさしいバス普及事業導入理由書
(ただし、低床スロープ付バスとして申請する場合、添付。様式は、別添の参考1(購入用))
- 複数の車両区分を申請する場合は、車両区分ごとの車両内訳表を添付してください。(様式適宜)

様式1の別紙（購入用）

（事業者名）
(単位:両、千円)

車両区分別 事業別車両数及び 決定依頼額等	事業別車両数										車両登録時期 (年月)				
	乗合事業					その他事業									
	大型	中型	小型	計A	大型	中型	小型	計B	大型	中型	小型	計C	D (A+B+C)	E	D×E
①ハイブリッドバス													300		
②CNGバス													300		
③CNGバス(改造)													100		
④燃料電池バス・電気バス													300		
⑤衝突被害軽減ブレーキ 装備車													100		
⑥衝突被害軽減ブレーキ 装備車(後付)													100		
計 (a)															
⑦ノンステップバス													300		
⑧リフト・エレベーター付 バス													500		
⑨低床スロープ付バス													100		
計 (b)															
合計 (a)+(b)															

※注 1. 購入による導入車両について記入し、作成してください。(リースによる導入車両については、様式1の別紙(リース用)の用紙に記入してください。)

2. 車両区分ごとの助成単価は、限度額となります。

3. 1都道府県1事業者当たりの助成限度額は、購入及びリースを合わせて3,000千円までとなりますので、その範囲内で申請してください。

4. 複数車両導入する場合、車両登録時期の欄は、令和4年度中(令和5年3月末まで)に、導入予定車両のうち、最後に導入を予定している車両の登録時期(年月)を記入してください。なお、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、装置取り付け完了時期を記入してください。

様式1(リース用)

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会会長 様

所在地
事業者名
役職名
代表者名
担当部課名
担当者名
TEL

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書
(令和4年度)

人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額及び導入車両数

リース会社名等		決定依頼額	導入車両数
会社名 所在地 担当者名 TEL		千円	両
会社名 所在地 担当者名 TEL		千円	両
会社名 所在地 担当者名 TEL		千円	両
計 社		千円	両

※リース会社別の車両区分別及び事業別車両数等は、「様式1の別紙(リース用)」のとおりです。

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 車両区分別(実施要領第2条に定める車両区分)に次の資料を添付してください。

1. 車両区分別の導入車両の見積書写し及びリース契約見積書写し(すでにリース契約書がある場合は、導入車両の見積書写し及びリース契約書(登録番号及び車体番号等契約車両が確認できること)写し)
なお、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、取り付け前及び取り付け後のリース契約書
2. 人と環境にやさしいバス普及事業導入理由書
(ただし、低床スロープ付バスとして申請する場合、添付。様式は、別添の参考1(リース用))
3. 複数の車両区分を申請する場合は、車両区分ごとの車両内訳表を添付してください。(様式適宜)

様式1の別紙（リース用）

（事業者名）

（リース会社名）

（単位：両、千円）

車両区分別	事業別車両数										助成単価 D×E E	交付決定依頼額 D×E D	車両登録時期 (年月)	
	乗合事業			貸切事業			その他事業							
	大型	中型	小型	計A	大型	中型	小型	計B	大型	中型	小型	計C		
①ハイブリッドバス													300	
②CNGバス													300	
③CNGバス(改造)													100	
④燃料電池バス・電気バス													300	
⑤衝突被害軽減ブレーキ装備車													100	
⑥衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)													100	
計(a)														
⑦ノンステップバス													300	
⑧リフト・エレベーター付バス													500	
⑨低床スロープ付バス													100	
計(b)														
合計(a)+(b)														

※注 1. リースによる導入車両について記入し、リース会社別に作成してください。（購入による導入車両については、様式1の別紙（購入用）の用紙に記入してください。）

2. 車両区分ごとの助成単価は、限度額となります。

3. 1都道府県1事業者当たりの助成限度額は、購入及びリースを合わせて3,000千円までとなりますので、その範囲内で申請してください。

4. 梱数車両導入する場合、車両登録時期の欄は、令和4年度中(令和5年3月末まで)に、導入予定車両のうち、最後に導入を予定している車両の登録時期(年月)を記入してください。
なお、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、装置取り付け完了時期を記入してください。

様式6(購入用)

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会会長 様

所在地
事業者名
役職名
代表者名
担当部課名
担当者名
TEL

「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書
(令和4年度)

「人と環境にやさしいバス普及事業」が完了したので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。
なお、助成金については、地方バス協会を経由して、お支払い下さるようお願ひいたします。

記

1. 助成対象車両数及び助成金請求額

助成対象車両数	両	助成金請求額	千円

2. 助成金振込先

金融機関	※1			銀行 信用金庫 その他	支店
	預金種別	※2 普通預金・当座預金	口座番号		

(注) 1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。

2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。

3. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。

4. 車両区分別に次の資料を添付してください。

①自動車検査証の写し(ただし、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、不要。)

②領収書写し又は、振込書写し(ただし、助成金交付請求書の提出時に添付できない場合は、請求書写しを添付することとし、事後に領収書写し又は、振込書写しを必ず提出すること。)

なお、割賦販売契約(延払売買契約)の場合は、この契約書写しを添付すること。(ただし、この場合は領収書写しは不要。)

③衝突被害軽減ブレーキ後付け完了証明書(様式は、別添の参考2(購入用))

④助成全車両の写真(車両全体及び登録番号が確認できる写真。なお、ノンステップバス、

リフト・エレベーター付バス、低床スロープ付バスについては、確認ができる箇所が写っていること。)

ただし、衝突被害軽減ブレーキ装備車、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、不要。)

様式6(リース用)

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会会長 様

所在地
 事業者名
 役職名
 代表者名
 担当部課名
 担当者名
 TEL

「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書
 (令和4年度)

「人と環境にやさしいバス普及事業」が完了したので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。
 なお、助成金については、地方バス協会を経由して、お支払い下さるようお願いいたします。

記

1. リース会社名、助成対象車両数及び助成金請求額

リース会社名			
助成対象車両数	両	助成金請求額	千円

2. 助成金振込先 (1. リース会社 又は 2. 会員事業者) ← いずれかを○で囲んでください。

金融機関	※1			銀行 信用金庫 その他	支店
	預金種別	※2 普通預金・当座預金	口座番号		
口座名義					

(注)1. リース会社ごとに作成してください。

2. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。
3. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。
4. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。
5. 助成金振込先は、原則リース会社となります。この取扱いが困難な場合に限り、会員事業者への振込みもやむを得ないものとします。(「人と環境にやさしいバス普及事業実施要領」第7条参照)

6. 車両区分別に次の資料を添付してください。

- ①自動車検査証の写し(ただし、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、不要。)
- ②リース契約書写し(登録番号及び車台番号等契約車両が確認できること。)
 なお、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、取り付け前及び取り付け後のリース契約書
- ③衝突被害軽減ブレーキ後付け完了証明書(様式は、別添の参考2(リース用))
- ④助成全車両の写真(車両全体及び登録番号が確認できる写真。なお、ノンステップバス、リフト・エレベーター付バス、低床スロープ付バスについては、確認ができる箇所が写っていること。
 ただし、衝突被害軽減ブレーキ装備車、衝突被害軽減ブレーキ装備車(後付)については、不要。)

